## 仕 様 書

- 2 委託場所 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 事務局 草加市柿木町1213番地1
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 支払方法 毎月払い
- 5 業務内容
  - (1) 労働諸法令全般に関する相談業務 (社会保険等に関する書類作成アドバイス含む)
  - (2) 労働災害等事故に関する手続き業務
- 6 受託者の服務
  - (1) 法令等の遵守

受託業務の実施にあたっては、関係諸法令及び関係規定等に基づき、常に善良なる管理者の注意をもって安全に対し、適切な管理を行うこととする。

(2) 信用失墜行為の禁止 受託者及び業務従事者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

## 7 疑義の決定

本仕様書に定めない事項で本委託業務に関する業務については、受託者として誠実に対処することとする。ただし、その内容に疑義のある場合は、委託者と協議のうえ、決定するものとする。

## 8 共通事項

- (1) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 第 57 号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を 漏らしてはならない。
- (2) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく 取組に協力すること。
- (3) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例 (平成 19 年条例第 16 号) 第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置 要綱(平成 8 年告示第 155 号) 第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (5) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例(平成26年条例第21号) 12条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければ ならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

## 9 問合せ先

草加市社会福祉事業団事務局 担当:櫻井

電話 048 (930) 0311